

主論文要約

論文名：根本彰「教育改革のための学校図書館」

本研究は、日本の戦後教育における教育課程ならびに教育方法において学校図書館がどのように位置付けられてきたのかを明らかにするために、占領期以降の教育改革の歴史と現在の議論を整理することに加えて、教育改革が国際的な流れのなかで生じていることを踏まえて、現在・将来の教育改革において日本の学校図書館とその専門職員制度の在り方について論じたものである。

全体は4部10章構成になっている。

第I部 戦後の出発点の確認

第1章 戦後学校図書館制度成立期研究の現状

第2章 占領期における教育改革と学校図書館職員問題

第3章 戦後教育学の出発と学校図書館の関係

第II部 教育改革と学校図書館

第4章 学校図書館における「人」の問題

第5章 教育改革と学校図書館の関係を考える

第6章 教育改革と学校図書館制度確立のための調査報告

第III部 外国の学校図書館と専門職員制度

第7章 フランス教育における学校図書館 CDI

第8章 米国ハワイ州の図書館サービスと専門職養成システム

第IV部 日本の政策的課題

第9章 学校内情報メディア専門職の可能性

第10章 日本の教育改革の課題と学校図書館の可能性

I 論文の背景、目的、研究仮説、研究方法

【背景と目的】

学校図書館は、「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備」（学校図書館法第2条）である。

占領終了後まもない1953年8月に、世界で初めての学校図書館単独法と言われるこの法律ができた。すでに戦後新教育の熱は冷めつつある時期であり、それは設備としての学校図書館の義務設置は実現させたが、関係者の願いむなしく専門職としての司書教諭は名目だけで実質的には機能しないものとなった。このため、戦後しばらくの間、学校図書館は校舎の片隅に置かれて私費雇用の事務職員が運営を担当したり、児童生徒が「図書委員会」という名の自主管理をしたりすることで、かろうじて存在している読書資料コレクションに過ぎないものだった。現在に至るまでに制度改革の動きが何度かあり、1997年と2014年の2度の法改正によって、現在では司書教諭が12学級以上の学校に必置となり、さらに子どもの読書活動の推進に関する法律（2001年）などの影響もあって学校司書が制度化された。これにより高等学校では6割の学校に専任司書が配置されているが、小中学校では非正規職員が複数校を担当するのが一般的である。

ここでの問題は、法的に学校図書館が教育課程の展開に寄与することが明言されているにも関わらず、司書教諭と学校司書のいずれもがそのための職務を果たしえないままに二職種を養成する状況をつくりだしていることである。教員の校内分掌の職務の一つにすぎない司書教諭は本来の仕事をするのに見合う職務体制がとられている例はきわめて少ない。学校司書は、高校は専任者の配置が進んでいるとしても、小中学校では非正規職員が複数校を兼務している状態である。学校司書が中心の学校図書館は、学校のなかで教育課程との関係が間接的になり、学校内で読書資料を提供する場になりがちである。

学校図書館法がつくられた背景には占領期の教育改革があった。当時、占領軍の指示の下で教育制度および教育課程を大きく変更した。とくに、学習者の学習経験を重視する経験主義教育が導入され、社会科の新設やコア・カリキュラムなどの教育課程の新しい動きがあり、そのなかに学校図書館の設置も含まれていた。しかしながら、冷戦体制下において教育政策が大きく転換するなかで学校図書館はほとんど無視されていたといえる。

現在の教育改革の考え方は、教育思想への変化やOECDの教育政策などの影響を受けて、かつての知識注入的な学習観から、構成主義的な知識観に基づき、学習者が自ら「主体的、対話的で深い学び」を行うものに転換しつつある。構成主義はジョン・デューイの経験主義哲学にレフ・ヴィゴツキーやジャン・ピアジェの認知的学習理論を加えてつくられたもので、この考えに基づいて、学校および教員はカリキュラムマネジメントを行うことが推

奨され、教育評価も構成主義を前提としたものに変化しつつある。2020年の入試改革もこの線で行われていたはずである。とすれば、学校図書館を教育課程に位置付けるための打開の道はこの教育改革の方向と共通するものである。

学校図書館が本来教育課程の展開に寄与することを第一の任務としていたのにもかかわらず、こうした状況のなかで教育課程との関係がうまくつくれなかった理由が何なのか、それを打開する方策があるのか、望ましい職員体制はどういうものなのか、これらを解明することが本研究の目的である。

【研究仮説】

本論文の論理を展開するにあたって、次のような作業的な研究仮説を立てている。これは、先行研究のいくつかに基づいて立てられたものである。

- 学校図書館は、戦後の占領期にそれ以前の日本の教育風土とかなり異なる教育思想に基づき、新しい教育課程の考え方とともに導入された。そのために、学校図書館法ができたのみで教育現場に十分に定着することがなかった。
- だから、学校図書館法に規定された司書教諭は教育行政上も学校の教育実務上も重視されることはなかったが、読書指導は一貫して重視されたために、資料提供の場、読書の場としての学校図書館を運用するための職員（教務助手、PTA 雇用事務補佐、非常勤職員などの身分）が配置された。
- その後、教育課程や教育方法の展開とは別に、日本の教育風土に合った読書振興のために学校図書館が少しずつ整備され、そのために学校司書の配置が求められ、2014年の学校図書館法改正によって学校司書は法的な位置付けを獲得した。
- だが、現在の教育改革が目指しているものは教育課程の展開に資するという当初の学校図書館の役割を志向するものであり、その意味では学校司書の配置ではうまくいかないのではないか。そのための職員養成のアイデアが必要である。

【研究方法】

本研究ではこの仮説に基づいて研究を進めるために、複数の方法を用いて多面的にアプローチしようとしている。第一に、歴史的方法である。とくに、学校図書館の考え方がスタートし、学校図書館法となって制度化されていった経緯を詳しく明らかにする。その際に、先行研究がアメリカの学校図書館の影響関係を中心に見ていたのに対して、本論文では日本の教育関係者、学校での取組みを中心に見ていくことにする。第二にその後の議論を教育改革という文脈に沿って整理するとともに、いくつかの現地調査を踏まえて学校図書館が学校教育においてどのような位置付けにあるのかを明らかにする。第三に、日本の教育改革が国際的な教育改革の状況を反映しながら行われていることを、とくにフランスとアメリカの事情との比較を通じて明らかにしていく。最後に、以上の研究成果を再度まとめ直し、制度改革についてのすでに行われている提言を踏まえた上で、現状にあった構

想を示す。

【本論文の全体像】

本論文全体は次のようなマトリックスで表現することができる。横軸は時間軸を示し、縦軸は扱っているテーマである。そのなかの矩形は各章を示し、色別に記述の方法を示している。緑色は総説的な記述、青は歴史的な記述、黄色はインタビュー、質問紙、現地調査などを用いた共同研究による記述、そしてオレンジ色は外国研究による記述である。

	日 本				フランス	アメリカ
	教育制度・教育学	教育方法・教育課程	学校図書館	職員養成		
20世紀初期						
20世紀中期	第1章 戦後学校図書館制度成立期研究の現状					
	第2章 占領期における教育改革と学校図書館職員問題					
	第3章 戦後の教育学の出発と学校図書館の関係					
20世紀後期			第4章 学校図書館における「人」の問題		第7章 フランス教育における学校図書館	第8章 米国ハワイ州の図書館サービスと専門職養成システム
	第5章 教育改革と学校図書館の関係を考える		第6章 教育改革と学校図書館制度確立のための調査報告			
21世紀初期	第9章 学校図書館情報メディア専門職の可能性		第10章 日本の教育改革の課題と学校図書館の可能性			

方法による色分け

総説	緑
歴史	青
共同研究	黄
外国研究	オレンジ

II 得られた成果

【第I部 戦後の出発点の確認】

第二次大戦後初期（1945年から1950年代まで）の学校図書館史を明らかにした。

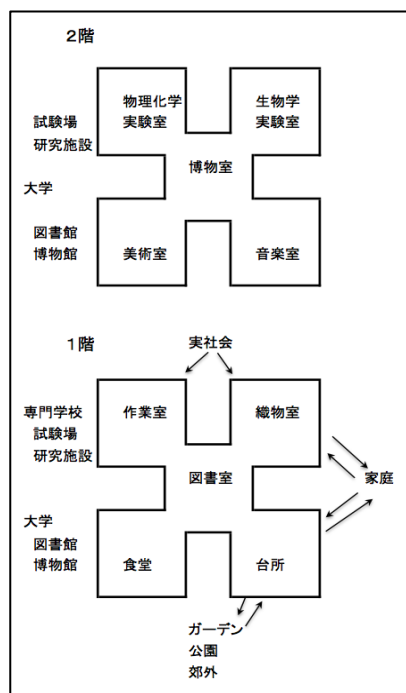
第1章「戦後学校図書館制度成立期研究の現状」

先行研究を確認するために研究領域全体のレビューを行い、戦後の出発点における学校図書館の立ち位置を探っている。教育史の研究成果を参照して、これまでの研究が占領初期にはアメリカ教育の影響下で制度改革、教育課程・教育方法の改革が行われていたが、1950年前後を境にして改革の熱が冷め、かつての知識注入的方法による系統主義的な教育課程に戻った状況があったことを確認した。学校図書館史の先行研究では、この時期に、占領軍の指示のもとに学校図書館政策を発動している事情が明らかにされ、また、学校現場のカリキュラム運動のなかで学校図書館の導入を行っていた事例が少なくなかったことを確認した。

まず、戦後初期の教育改革は次の3期に分けて考察するのが一般的である。

- ① 基本制度策定期（1945.8-1947.3）
- ② 新教育検討期（1947.4-1949.7）
- ③ 新教育見直し期（1949.8-1953.8）

このうち基本制度の策定期には、第一次教育使節団報告（1946.3）があり、そのなかに図書館関係者が含まれていたがそのなかでは公共図書館を中心とした勧告にとどまっていた。新



教育検討期になって、GHQの指示により、学校図書館の検討が文部省で始まった。その時期が、教育課程や教育方法の検討期であり、学習指導要領案（1947.5）が出て社会科教育の導入が行われ、コア・カリキュラムなどの民間教育運動が盛んになった時期であった。この時期にはジョン・デューイの経験主義教育哲学に基づく進歩主義学習論が指針になった。そのとき読まれたデューイの『学校と社会』（1899）はシカゴ実験学校をモデルにしたものであり、そこには左図のようにモデルの中心に図書室（library）と博物館（museum）が置かれていた。デューイの影響を強く受けた当時の州教育計画である「カリフォルニアプラン」「ヴァージニアプラン」などが参照された。文部省では担当の深川恒喜を中心にしてGHQの図書館担当官や米国から派遣された図書館専門家による啓発活動によって、学校図書館振興が始まった。

ジョン・デューイによる学校モデル

当時の教育改革について教育史の研究を見ると、基本的に、冷戦体制を前提として経験主義か系統主義かを巡る政治的な議論が中心になっていて、コアカリキュラムや社会科教育などを除いて、教育課程や教育方法を歴史的に解明する研究はきわめて少ないことや、学校図書館を視野に入れた研究は学校図書館研究者にわずかにある程度のことを確認した。

学校図書館史については、塩見昇（1986）の通史研究があるが、戦後間もない時期までしか書かれていない。中村百合子（2009a）、今井福司（2016）は占領期の一次資料を用いた研究だが、占領期と直後の時代までしか扱っていない。日本図書館協会（1993）および全国学校図書館協議会（2004）から共同著作の通史が出ているが、これらはそれぞれの団体の活動の観点からみた実践史であり、広松邦子（1983）を除いて教育史を踏まえた学術的な研究とは言い難い。個別研究では、安藤友張（2009, 2013）や杉山悦子（2015, 2017）が最近の成果として重要である。深川恒喜ほかの関係者に対するインタビュー（深川 2010、中村 2009b, 2010）も行われているが、その成果を反映した研究はまだ行われていない。

第2章「占領期における教育改革と学校図書館職員問題」

学校図書館法成立の裏側でとくに学校図書館を担当する職員についての議論がどのようなものであったのかについて論じている。当時の文部省の担当者が残した一次資料（大田周夫資料）に基づいて、担当者が占領軍の指示を積極的に受け止め、教育行政担当者や大学の教員養成担当教員をはじめとして、学校図書館設置と学校図書館資料を用いた授業展開についての研修会を全国で開催するようになった事情や、学校図書館法の法案策定過程では専任司書教諭配置も含めた人的措置を検討していた経緯、そして成立した学校図書館法では教員の兼務を前提とするものによって変わった事情について明らかにした。そしてその変化の背景には、学校図書館法は文部省が用意したものではなく、社会党（右派）の議員を中心とする議員立法によって発議されたことがあり、財政当局から司書教諭配置のための財源不足が指摘されていたことと、新しい教員養成制度が始まっているのに司書教諭を教諭として養成することを文部省が嫌ったことがあったとした。

まず、文部省における学校図書館法の成立事情の検討であるが、「第一次教育使節団報告」（1946.3）では学校図書館にはほとんど触れていないが、教育課程の自主的改革案としての「新教育指針」（1946.7）においては学習者の個性尊重と自発的協調的な学習、教科書の自由発行、教材整備など関連することが書かれている。そして、1947年5月の学校教育法制定とともに出た「学校教育法施行規則」では学校の設備としての「図書館又は図書室」が明記された。法的には、1949年5月の「教育職員免許法」において、開放制の教員養成が制度化され、養護教諭もまた制度化されたことは、その後の司書教諭の免許制問題に関わることとして重要である。

1947年2月から5月までGHQによる教育専門家招聘の一環として Mae Graham（ノースカロライナ州学校図書館担当）が来日し指導した。これとほぼ同時期に、文部省に学校図書館担当官深川恒喜が任命され、「学校図書館の手引」の編集が始まる。1948年12月に

刊行されると同時期に、文部大臣諮問機関の学校図書館協議会がつくられて、1949年8月に「学校図書館基準」が制定された。この間が文部省のなかで真剣に学校図書館の制度化を検討した時期である。たとえば、次の表の大田周夫資料に見られるように、「基準」の「人の構成」について、当初の衆議院法制局作成の案では、「司書教諭」を教育職員免許法に位置付けるとなっていた。だが、成立法では「教諭をもって充てる」とし、その養成は司書教諭の講習で行うと後退している。

	学校図書館法案（1953年1月）衆議院法制局作成	学校図書館法（1953年8月8日）法律第185号
司書教諭の位置づけ	<p>附則2項 学校教育法の一部を次のように改正する。28条1項中「教諭」の下に「<u>司書教諭</u>」を加え、同条第5項の次に次の一項を加える。</p> <p><u>司書教諭は、学校図書館の専門的事務及び学校図書館による児童の教育を掌る。</u></p> <p>第50条第1項中「教諭」の下に「<u>司書教諭</u>」を加える。（以下省略）</p> <p>[附則5項：市町村立学校職員給与負担法、附則6項：教育公務員特例法の一部改正で司書教諭を位置づける旨の記述]</p>	<p>5条2項 前項の司書教諭は、<u>教諭をもって充てる。</u>この場合において、当該教諭は、<u>司書教諭の講習を修了した者でなければならない。</u></p>
司書教諭の養成	<p>附則7項 <u>教育職員免許法の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第2条第1項中「助教諭」の下に「<u>司書教諭</u>」を加える。</u></p> <p><u>第4条第2項第3号の次に次の1号を加える。</u></p> <p><u>三の2 司書教諭免許状</u></p> <p>（以下省略）</p>	<p>5条3項 前項に規定する司書教諭の講習は、<u>大学が文部大臣の委嘱を受けて行う。</u></p> <p>5条4項 前項に規定するものを除く外、<u>司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部省令で定める</u></p>
司書教諭設置の特例	<p>附則2項 小学校、中学校、高等学校、盲学校及びろう学校には、<u>…この法律施行後五年間は、司書教諭を置かないことができる。</u></p>	<p>附則2項 学校には、<u>当分の間、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。</u></p>

表 学校図書館法の2案の比較（国立教育政策研究所「大田周夫旧蔵資料」より）

第3章「戦後教育学の出発と学校図書館の関係」

学校現場と大学で教員養成に関わる教育学担当者が学校図書館設置および職員配置についてどのように対応しようとしたのかを分析している。これまで戦後初期の教育改革において学校図書館の動きは学校教育関係者には無視されていたと考えられがちだったが、実際には、文部省が研究指定校としたいいくつかの学校での実践事例があったし、教育学のなかでもこれを教育改革の要素のひとつとしてとらえようとする動きがあったことを明らかにした。

教育学における新教育の位置付けとしては、1947年に学習指導要領案が出てから文部省が新教育の見直しを公式に表明した1953年にかけての時期に社会科を中心としたコア・カ

リキュラム運動が展開された。これは当初、学習者の直接的な経験を重視する学習運動とされていたが、少しずつ資料を用いた学習や図書館の整備についての議論も行われるようになった。文部省の「学校図書館の手引」「学校図書館基準」が全国的な学校図書館の運営の導きとなった。「手引」の伝達講習会が開催されたり、IFEL（教育指導者講習会）のなかに学校図書館講習を設けて、教育委員、学校管理者、大学教員に対する啓発を行い、地域で現場教員に向けてのワークショップを数多く開催した。

文部省は、東京学芸大学附属世田谷小学校や小淵沢中学校、港区氷川小学校などいくつかの学校をモデル校として支援し、学芸大学附属小学校はその拠点として「図書館教育」を掲げた教育単元を構築しており、同校を中心としての実践事例を記述した図書が多く出版されている。次の表は当時の学校図書館の活動を公表して出版された図書を示している。とくに最後の2点は多数の学校を紹介していることから、学校図書館活動を推進しようとしたことがわかる。

東京学芸大学第一師範学校附属小学校編著『小学校の図書館教育』学芸図書, 1949.

甲府市立南中学校編『中学校における学校図書館運営の実際』三養書店, 1950.

小淵沢町立小淵沢中学校編『学習に直結せる学校図書館経営の実際』暁教育図書, 1952.

東京都港区立氷川小学校『小学校における学習指導と図書館活動』東洋館出版, 1957.

川崎市立富士見中学校『中学校における図書館経験の展開と指導』東洋館出版, 1957.

竹下直之『学校図書館運営の実際と読書指導』西荻書店, 1950.

全国学校図書館協議会『学校図書館実践叢書』全6巻, 明治図書, 1954.

文部省『初等教育指導事例集八 学校図書館編』明治図書, 1957.

表 学校図書館を用いた教育実践記録

「図書館教育」を指導した東京学芸大学教授阪本一郎や、雑誌『図書館教育』の刊行・編集に関わった城戸幡太郎（北海道大学初代教育学部長）らの思想や活動を分析し、合わせて言語教育や視聴覚教育など関連領域も含めて、この当時のカリキュラム運動には学習者の「間接経験」を重視する学習論の考え方が含まれていたことを明らかにした。これが1950年代後半になると、学習指導要領の改訂が行われて、視聴覚教育は継続されるが学校図書

館については文部省の後押しがなくなり、教育関係者は離れていった。こうした一連の事象により、学校図書館運動は外来種から生まれたものであり、日本の当時の教育風土に定着する前に教育政策が変化した結果、定着できなかったとまとめた。

【第Ⅱ部 教育改革と学校図書館】

1950年代後半以降の教育改革の動向と学校図書館の関係についていくつかの視点からまとめている。

第4章「学校図書館における「人」の問題」

戦後教育において学校図書館の職員問題がどのように展開したのかについて概観している。学校図書館法の成立によって制度的に成立した司書教諭の資格であったが、「当分の間置かないことができる」という附則がつけられていた。これが撤廃されたのが1997年の法改正時でその状態が40年以上続いた。資格自体も、文部省が大学に委託する講習会で4科目8単位を取得すれば取得できるものであり、さらには学校図書館担当者についての減免措置があったので、実質的に1科目2単位の受講で資格取得ができるものであった。

法的に設置が義務付けられた学校図書館は一般的に校舎の片隅に位置し、昼休みや放課後に児童生徒の資料の利用が行われた。通常の図書館の運営は、図書主任と呼ばれる校務割当ての教員（司書教諭資格をもたないことが多い）を中心に、教務助手と呼ばれる公費雇用の職員、PTAを中心とする私費雇用の職員、そして児童生徒の部活動による内部運用で賄うことが一般的だった。その意味では学校に設置された児童図書館あるいはヤングアダルト図書館であり、教員が積極的に関与することがあるとすれば、国語科の読書指導、辞書・事典の利用や理科・社会での図鑑、地図帳、年表などの利用に限られていた。視聴覚資料は別の校務分担による担当者があることが普通だった。

1950年代末から1960年代にかけて、愛知県、東京都、高知県で教育委員会の独自措置で高校に専任司書教諭が配置されたことがあった。いずれも学校図書館運動の一環として要望があったもので配置が進んだ。たとえば東京都立高校では、すでに私費雇用に配置されていた職員の身分の安定と待遇改善の要望を受けて1960年から1968年まで採用が継続したが、取りやめになった。1961年の公立学校職員定員管理法（公立高校標準法）で国としての定員管理を行い始めたこととの齟齬があったことや、通常の教員と別のタイプの教員の位置付けが難しかったことが指摘されている。

その後、全国学校図書館協議会と日教組をはじめとする3労働組合との学校図書館職員整備の「四者合意案」（1980）はうまくいかず、その後、「図書館事業基本法案」（1981）でも学校図書館職員の問題が検討されるが実行に移す以前に批判を受けて失敗した。

1990年代になると、子どもの読書を振興する政治的働きかけが強まり、1997年に学校図書館法が改正されて、12学級以上の学校に司書教諭配置を義務付け、司書教諭養成制度を整備し、現在の5教科10単位の司書教諭養成体制がつけられた。この動きは2000年の子ども読書活動推進法の制定、そして2014年の学校図書館法改正によって学校司書の法的な認知が行われた。ただし、養成や採用には国は関与せず大学、自治体、民間に委ねる方針となった。

この間、1993年度より5次にわたる「学校図書館図書整備等5か年計画」により、地方

交付税による財政措置が開始される。2018年から始まった第5次の同計画では、学校司書についても年間220億円の交付金が算定基礎として認められている。これによって、確かに学校司書配置は進んできているが、この程度の財政措置では市町村の学校司書は非正規職員が複数校兼務で配置されるにとどまるものとなっている。学校図書館という小さい職場に法的に二職種が関わるという状況は解消されていない。

第5章 「教育改革と学校図書館の関係を考える」

とくに1998年、2008年改訂の学習指導要領が国際的動向を踏まえて経験主義的なものに変化しつつあったことにかかわって、学校図書館との関係をどのように考えるのかについて各論的に述べている。この時期の教育課程の議論の背景にはOECDのPISA（生徒の学習到達度調査）で日本の15歳時の生徒たちの成績がふるわないように見えたことがある。政策的には、学習指導要領を10年毎の改訂ルーティンを変えて2003年に全面的に見直し、「ゆとり教育」の見直しが行われた。しかしながら、本章では学力とは何なのか、それがリテラシーや読解力とどのような関係になるのかの本質的な議論が欠如していること、また、PISAが依拠する学力観を否定して旧来の学力観を強調する考え方に対しての批判を行っている。

また、20世紀末から21世紀当初に進行中の教育改革との関係で学校図書館を検討するための素材として、教育課程を学習者中心のものに転換しようとする流れと、子ども読書活動振興の流れがあることを述べた。前者の学習者中心のものへの転換として探究型学習の提唱があるが、これが教育課程に学校図書館を位置付けることと密接に関わることについて述べた。そして、学校図書館法でいう「教育課程」は国語科や児童・生徒指導だけではなく、全教科が対象になることを確認することで、読書活動振興と子ども主体のカリキュラム論は一体のものとしてとらえることができることについても述べている。

最後に、こうした問題意識は筆者一人に限られず、学校図書館関係者の一部では共有され、研究も行われていることについて述べた。たとえば、足立正治の論考（足立2008）や河西由美子の文献レビュー（河西2010）ではこの時期の先鋭的な問題意識が表明されているし、桑田てるみが主導した教育課程に学校図書館を導入するための共同研究（桑田2010）を紹介した。また、学校教育関係者のなかにも、従来の文学書を中心とした読書教育から、言語力や学力問題を意識した読書教育への展開を検討する動きもあり、そのなかでは学校図書館の役割への言及も行われていることが分かった（国立教育政策研究所2010）。

第6章 「教育改革と学校図書館制度確立のための調査報告」

新しい学力観に基づく学習を可能にする方法である探究型学習の可能性を二つの共同研究を通じて検討した。まず、戦後の学習指導要領の変遷を概観して徐々に系統主義教育から経験主義教育への移行が見られることについて概説した。それが次ページの表である。

制定年	実施年	背景と法的性格	特徴	教科外科目ほか
1947	1947	<ul style="list-style-type: none"> ・新憲法の成立 ・学習指導要領は都道府県教育委員会の専決事項とされる ・「試案」であり、各学校の裁量権が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカの影響 ・新憲法下の教育思想 ・経験主義カリキュラム ・社会科の新設、 	<ul style="list-style-type: none"> ・自由研究（小学4年生以上）が新設
1951 （小中） 1956 （高校）	1951 1956	<ul style="list-style-type: none"> ・1952年文部省設置法一部改正で学習指導要領編成権が文部省にあることが明示化。 ・教科書検定が法制化 	<ul style="list-style-type: none"> ・経験主義カリキュラム継続 ・「コア・カリキュラム」運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・自由研究の廃止。 ・教科以外の活動を特別教育活動と改称。
1958	1961	<ul style="list-style-type: none"> ・講和条約後の教育の独立 ・1956年の教育委員会法廃止と地方教育行政法の成立 ・学習指導要領の文部省告示による公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・スプートニクショック以降の系統主義と基礎学力の重視、理数系の重視 ・学力論争と経験主義批判 ・道徳や国家主義的な陶冶の重視 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳 ・特別教育活動
1968	1971	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカの教育の現代化（研究・産業と教育の連動）の影響 ・高度経済成長期の人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・系統主義教育の継続 ・科学的方法と系統性の重視 ・公民教育の重視 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別活動における学校行事の重視
1977	1980	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゆとり教育」のスタート ・高度成長の終了期における「人間性」の重視 ・指導要領の大綱化と授業時数の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・知・徳・体の調和 ・教育内容の削減 ・中等教育での進路選択 ・習熟度別学級編製の認知 	<ul style="list-style-type: none"> 同上 ・国旗掲揚、国歌斉唱
1989	1992	<ul style="list-style-type: none"> ・新学力観による人間教育 ・生涯学習社会における自己教育力の重視 ・単位制高校と総合学科 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校低学年生活科の新設 ・体験的活動や個別的指導 ・中等教育における選択履修の幅の拡大 ・高校における特色あるカリキュラムとコース制の採用 	<ul style="list-style-type: none"> 同上
1998 （小中） 1999 （高校） 2003 （一部改正）	2002 2003	<ul style="list-style-type: none"> ・「生きる力」を育成する「学び」と「確かな学力」 ・完全週5日制 ・「知の総合化と主体化」 ・2003年に学力低下論を受けて全面見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習内容の大幅削減 ・情報科の創設 ・課題学習、発展学習などの自己学習方法の重視 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間の導入 ・高校におけるクラブ活動の削除
2008	2011	<ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法、学校教育法改正による21世紀の教育の明確化 ・ゆとりでも詰め込みでもない「生きる力」の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・PISAの結果に基づく言語力重視 ・削減されていた内容復活と主要科目の授業時間数増加、 ・小学校への英語の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間の時間数減

表 「学習指導要領」の変遷

そして、経験主義教育の方法の一つである探究型学習を実施している4つの公立高等学校への現地調査を行い、どのような特徴があるのかについてのケーススタディを行った。その概要は次表のとおりである（共同研究者：松田ユリ子・今井福司・金昭英）（松田ほか2009）。このうち、調査を行なった学校はそれぞれの教育課程のなかで学校図書館の位置付けは見られた。とくに探究型学習を積極的に位置付けている神奈川総合、尾瀬、堀川の3高校ではそれぞれの教育課程のなかで文献調査・論文・レポート執筆・プレゼンテーションに学校図書館を用いるものが含まれている。だが、探究型学習の方法や学校図書館の位置付け、学校司書の役割は学校によって異なっていた。堀川高校は新構想の学校として、高校2年までに探究型学習を組織的に実施していて、学校図書館も重要な拠点となっていた。探究型学習は高校の教育課程を飛び越えて大学院生の支援も必要な場合があり、そのような支援体制が得られることの必要性についての指摘や、探究型学習と3学年における系統学習をうまく組み合わせることによって高い進学実績を上げていることも確認された。

	神奈川県立 湘南高校	神奈川県立 神奈川総合高校	群馬県立 尾瀬高校	京都市立 堀川高校
1) 目標	現行学習指導要領の「総合的な学習の時間」の目標に則る。	個性に合わせたさまざまな表現とレポート	課題を見つける力／コミュニケーション力	学術的な関心に基づく探究とその後の論文作成
2) カリキュラムの連続性	無し	「テーマ研究」3年間のステップ	「自然探究科」3年間のステップ	「探究基礎」2年間のステップ。最終年次は受験対策策カリキュラム
3) 発表形式	担任教員へのレポート提出	レポート執筆。口頭発表を含むプレゼンテーション	口頭発表とポスター発表	論文執筆。ポスター発表
4) 指導方法の特徴	各教科の授業展開の中で事象の背景や理由などを問いかける場合もある。	個々の生徒の内発的なやる気と指導教員に任せる	自然のフィールドで経験させ、それを持ち寄り自分で考えさせる	一斉に探究の型を教えるが、あとはTAの協力を得ながら自分でテーマ追究する。
5) 進路	難関校を含めた大学進学	大学進学	地元企業への就職、専門学校、大学への進学	難関校を含めた大学進学
6) 学校図書館の位置づけ	自習、資料利用	資料利用、居場所 探究型学習との関係は強くない	資料利用。自然環境科の別棟のミーティングルームで探究型学習の資料を利用。	探究型学習に対応した図書館の新設とそのための組織、職員配置

表 4つの公立高校の探究型学習カリキュラム

、図書館を使った調べる学習コンクールは NPO 法人「図書館の学校」主催で、1997 年に開始され、調査時点の 2009 年で 15,000 点の応募点数があったが、その後も順調に増えて 2015 年には 70,000 点の応募となっている。「図書館を使った調べる学習」とは、総合的な学習の時間、教科における探究型学習、夏休みの自由研究などで子どもたちが自主的に行った学習成果の報告書を審査して、一定の授賞を行うものである。調査は次の表のような手順で行い、それぞれの結果を総合することで行った。（*共同研究者；大学院生金昭英、浅石卓真、井田浩之）（根本 2012）

	対象と方法	明らかになったこと
最終選考会での観察・インタビュー調査	最終選考会の参与観察、審査委員へのインタビュー	小学生は文献調査と観察や実験などを組み合わせた総合的なものであるのに対して、中学生では文献を基にした仮説を検証するものを重視するなど、評価の視点が異なっていた。審査委員のなかに文献調査を重視する考え方と、文献は論を展開するための手段であるとの考え方の違いがあった。
受賞作品分析	受賞作品の内容分析	小中高で方法が異なり、学年が上がるにつれてテーマと方法の組み合わせが洗練されてくる。コンクールの参加を通じて、段階に応じてのテーマ設定力、論の構成力、資料活用能力が身につけていくことが確認された。
受賞者への質問紙調査	過去の受賞者への質問紙調査	回収率 55%。そ図書館利用やさまざまな調査方法を用いたことでスキルが向上し、読解力や書く力を伸ばすことができたと評価している。これが、自分自身の興味や関心をその後も発展させ続けた原因にもなっている。
地域コンクール主催者の訪問調査	千葉県袖ヶ浦市教育委員会での聞き取り	多数の入賞者を出す学校ないし地域における教育課程への位置付けや、指導方法を普及させることの重要性を確認することができた。また、その際に、作品評価やこうした学習を教育課程に生かすための教育評価法の学校および地域での共有が重要となる。

表 「図書館を使った調べる学習」コンクール調査の概要

「図書館を使った調べる学習」を学習課題として明示化したことにより、学習者のみならず学校や教員にとっても探究型学習を進めるための動機付けとなっていることが明らかになった。現在は、学校や地域を挙げての指導体制をもつ地域や組織が多くの入賞者をだしているが、こうしたところの指導や運営のノウハウを全国的に普及させることで、知識基盤社会の実現に寄与することができるだろう。これにより、コンクールが教員および児童生徒にとって探究型学習を実施する動機付けとなることや、実績を挙げている学校や地域における指導のノウハウ学習カリキュラムへの位置付けや指導方法を普及させることの重要性を指摘した。

【第 III 部 外国の学校図書館と専門職員制度】

国際比較を通じて 20 世紀から 21 世紀にかけての世界の教育改革の動向を検討するために、フランスとアメリカの二カ国を取り上げて学校図書館およびその職員養成制度の現状と教育改革との関係について記述している。

第 7 章 フランス教育における学校図書館 CDI

フランスは革命以来の考える市民育成のため、哲学教育を組み込むなど徹底した主知主義の中等教育課程を実施してきた。20 世紀中期まで教育方法としては教師の講義とテキストを用いた系統主義に基づく教育課程をもつ。教育評価はペーパーテスト中心で、バカロレア（中等教育修了・大学入学資格試験）が最後にくる。フランスの教育事情のなかで学校図書館が推進されたのは比較的新しく 1990 年代以降であることを述べた。

1980 年代末からのミッテラン政権下のジョスパン改革（1989-1993）において、新しい能力観をもとにした欧州統合に向けての教育政策が始まった。その一環で、次の 2 科目が導入された。

コレージュ（中学）「市民・法律・社会（ECJS）」における個人単位の探究型学習

リセ（高校）の「個別課題学習（TPE）」におけるグループ探究型学習（バカロレアでも選択科目）

これらはいずれも次の図のように探究型の学習を積極的に導入することで教育方法に学習者が自ら学ぶ要素を付け加えた。

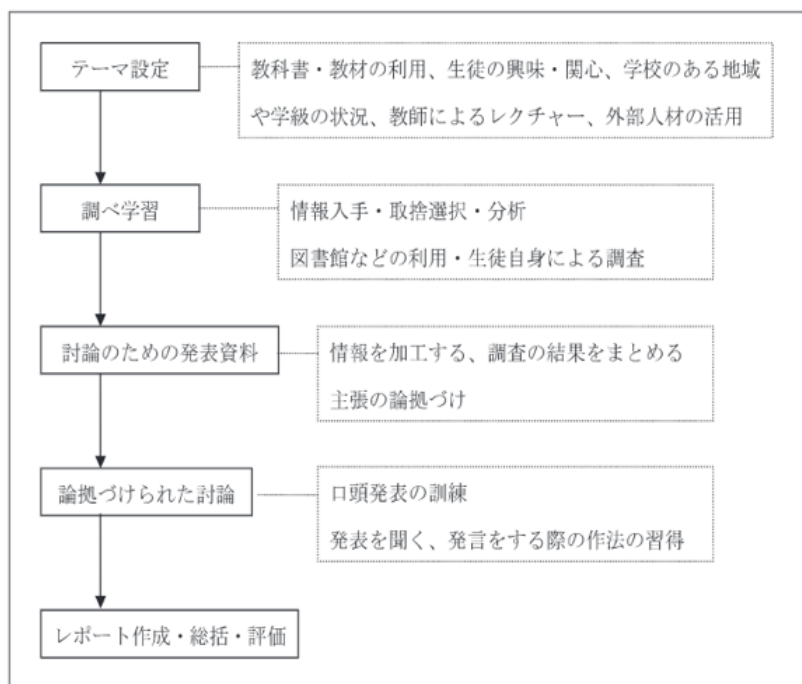


図 フランスの探究型学習（大津 2011）

このときに、中等教育の学校にドキュメンテーション情報センター（CDI）と呼ばれる学校図書館を義務設置とし、ドキュメンタリスト教員（PD）と呼ばれる日本の司書教諭にあたる教員を配置する制度改革を行なった。PDの養成は高等教育の教員養成課程における教科教員養成と同じ位置付けで実施されるようになり、教員養成大学で教科と同列の専門教員養成課程として位置付けられ、資格としてはCAPES de documentationが授与される。学校によっては複数のPDが配置される学校もある。フランスの事例は、21世紀の学校教育をにらんだ教育改革において、学校図書館およびそのための専門職員導入が積極的に導入されたことを示している。

第8章 ハワイ州の学校図書館と専門職員養成

アメリカ合衆国ハワイ州の図書館とその職員養成の全体像を示すことを目的にしている。州ごとに異なるアメリカの図書館制度ではあるが、図書館員養成はアメリカ図書館協会（ALA）の認定基準に基づいて大学院修士課程で行われる。スクールライブラリアンの資格は州によって異なるが、主要な州では、ALA認定基準科目に教育学・心理学の科目を加えた課程修了を資格基準にしている。教職資格を要求する州もある。ハワイ州は教職資格が要求されている。

ハワイ州は太平洋の軍事基地となった20世紀なかばに連邦政府の資金が導入されやすくなり、図書館整備は急速に進んだ。この章では全米の状況と比較しながら大学図書館、公共図書館、学校図書館の館種ごとの整備状況について述べた。またハワイ大学マノア校（UHM）での図書館員養成の実態を述べた上で、とくに学校図書館については州政府教育庁が示す養成基準に基づいた追加の科目が課されていて、そこを修了することと教員免許をもっていることが要件になっていることを示した。

次の表はハワイ州の図書館数および図書館員数（2013-2014年度）の統計である。正規資格保持者とは公共、大学、専門の3館種についてはALAの認定資格、学校図書館については州の基準による正規資格の保持者数（フルタイム換算数）を示している。83.9%の公立学校に正規資格保持者が配置されていることがわかる。また、そのための職員養成はハワイ大学マノア校（UHM）で行われている。

	図書館数	図書館員数	正規資格保持者数
公共図書館	50	174	172
大学図書館	20	213	121
公立学校図書館	261		219
専門図書館	47	102	51
計	378		563

表 ハワイ州の図書館と図書館員数

【第IV部 日本の政策的課題】

第IV部は、これまでの議論を踏まえて全体のまとめを行うとともにとくに職員養成について今後の課題を論じる。

第9章 学校内情報メディア専門職の可能性

日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究A）に基づいて行われた「図書館情報学教育の再編成（LIPER: Library and Information Professional Education Renewal）」共同研究プロジェクト（研究代表者：上田修一）の一環で、筆者も加わって学校図書館班が実施した研究を紹介するものである。（学校図書館班共同研究者：堀川照代、河西由美子、片岡則夫、中村百合子、平久江祐司）

LIPER 最終報告では、大学院での専門教育の実施も見越して図書館館種の違いを超えた基礎的な共通科目をコア領域におき、それを学んでから館種別の情報専門職の領域を学ぶための図書館情報学教育モデルカリキュラム案が提示されていた。それが次の図で示したものである。

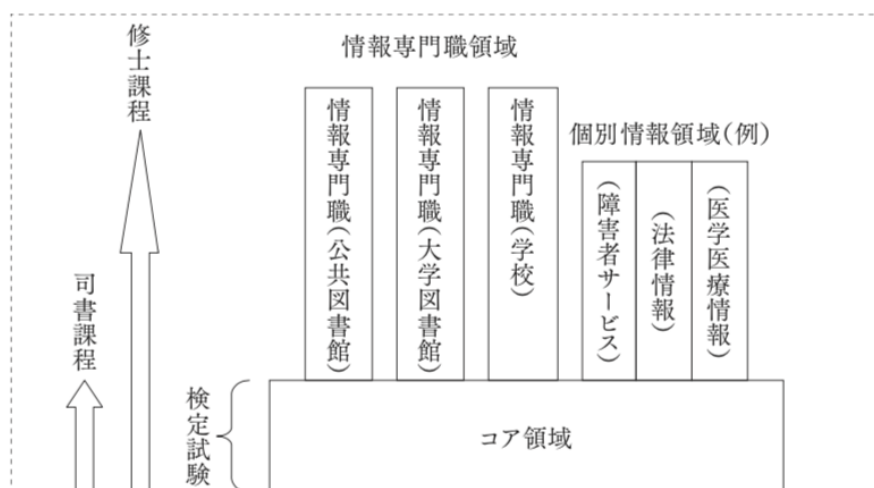


図 LIPERによる図書館情報学教育モデルカリキュラム

学校図書館専門職を養成するための「情報専門職（学校）」は情報専門職領域の一つであり、学校図書館の運営およびサービスを担うだけでなく学校における情報教育を担うメディア専門職と位置付けるものである。この構想をつくるために学校図書館班では従来の司書教諭、学校司書についての議論を整理するだけでなく、情報教育やメディアを扱えることを想定していた。というのは、文部省の調査研究協力者会議にて「司書教諭を情報教育推進の一翼を担うメディア専門職」として位置付けて、学校の情報化の中核的機能を担っていくとの構想が公表されていたからである。（文部省初等中等教育局(1998)）これに基づき、学校図書館班では会議に参加した情報教育や教育工学関係者へのインタビューを実施した。

メディア教育開発センター所長 坂元昂氏「情報メディアの発達と教育の変容」
 大阪大学名誉教授 水越敏行氏「学習を支援するメディアの環境」
 国立教育政策研究所教育情報研究センター長 清水康敬氏「メディア専門家としての学校図書館専門職像設置の現実的な展開」
 聖心女子大学教授 永野和男氏「教育情報化コーディネータの例に見る情報教育分野の人材育成」
 玉川大学学術研究所教授 山極隆氏「文部科学行政と情報メディアの教育」

表 学校図書館班によるインタビュー対象者

それで得られた案が情報教育も可能な司書教諭であり、これを「情報専門職（学校）」とし、のちに学校内情報メディア専門職と呼び変えた。

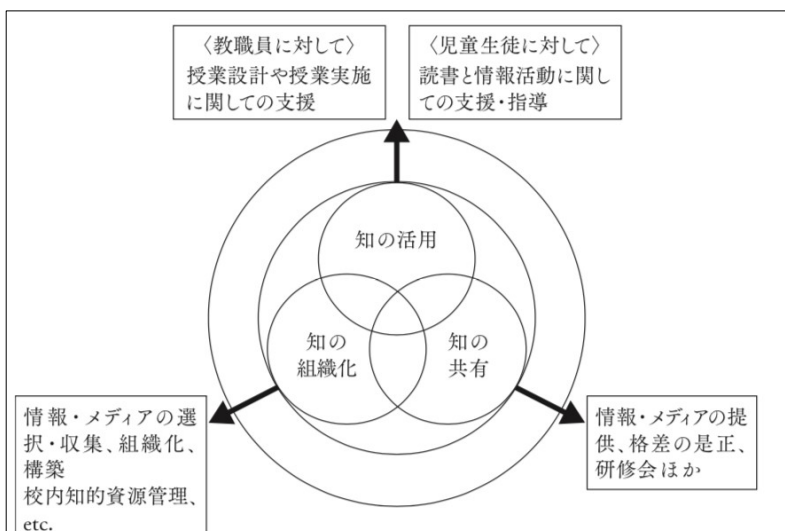


図 学校図書館班の「情報専門職（学校）」モデル

そこでの要件は次の諸点であった。

- ・情報とメディアの専門家として指導できること
- ・学校教育全体を視野に入れて情報とメディアに関して横断的に動けること
- ・「教授支援」の必要性とその内容に関する理解の浸透させること
- ・本と読書が基本にあること
- ・著作権についての専門的な知識を提供できること
- ・コミュニケーション能力が必要なこと
- ・本の分類から知の組織化へと発展させること
- ・研修・養成などの点で他の教育専門職のあり方を参考にすること

だが、LIPERの2期、3期がコア領域の部分に焦点化したことに加えて、2002—2003年度実施の学習指導要領で、「情報」が教科として制度化されるが、その担当教員は他の教科教諭の兼務であるのが一般的なものとして制度化されたので、この構想自体が宙に浮くことになった。また、LIPERが前提としていた、1990年代に始まった大学院重点化の文部科学省の方針も、経済的な低迷と雇用自体に大学院での学習を必然とする根拠が乏しく、実質的な改革への動きは見えない。

第10章 日本の教育改革の課題と学校図書館の可能性

第I部で述べた戦後初期の政策形成、議論、実践の歴史、第II部で述べたその後の学校図書館の位置付けと教育改革における学校図書館の課題についての議論、第IIIで述べたフランスとアメリカ・ハワイ州の教育制度における学校図書館の位置付けと教育改革との関係、そして第IV部第9章で述べたLIPER学校図書館班での学校図書館情報メディア専門職の提案を踏まえて、新たな考察を加えて論じ直したものである。その内容については次の【結論】のところで述べる。

【結論】

本研究が達成したこととして次の3点が挙げられる。第一に、これまで戦後の学校図書館制度の全体を日本の現代教育史および国際的な動向との関係において把握しようとした研究は皆無であるなかで、これに初めて取り組み、学校教育と学校図書館とを結びつけて相互の関係を構造的に論じたことである。第二に、学校図書館制度の在り方は国際的な教育改革の反映であることを示し、日本の場合にそれが十分に反映されていなかったことから、今後、学校図書館を発展させる余地があることを示したことである。第三に、学校図書館の職員制度に関しても、国内の問題点を分析し国際的な動向を反映させた提言を行ったことである。以下、簡単に振り返っておく。

世界的に見て教育方法および教育課程は、知識に関する伝達主義の伝統的モデルから構成主義モデルへと変化しつつあり、欧米では20世紀のうちにそれが進展した。OECDやユネスコのような国際機関はそれをさらにグローバルに展開しようとしている。PISAはその一翼を担うものである。この構成主義教育においては、読解リテラシーをはじめとする言語を介したリテラシーが重要な要素となっている。その起源をたどれば、知を獲得するための有力な方法として哲学的対話を掲げる古代ギリシア哲学に遡ることができる。この言語論的前提において一貫して重視されるのは、学び手が講義を聞き自分で読み書き議論する行為を通して、自分自身の考え方をくりだすことである。こうした学びを支えるものは、自らの経験を反復しながら知識として構成する際に参照する教育的な言語素材であ

る。言語素材は現在では教材としての教育メディアと呼ばれるものであるが、これを制度的に提供する仕組みが必要である。だからそのための有用な教育装置として学校図書館が存在し、そこには学び手に教育的に媒介する専門職員が必要である。

本研究で検討してきたフランスの中等教育の学校では一校につき一～二名の司書教諭にあたる専任職員が配置されている。アメリカのハワイ州では基本的に学校司書一名と補助的職員一名が配置されている。フィンランドは専門の司書が配置された公共図書館が学校図書館の役割も果たすのが一般的である。また、国際バカロレア（IB）においても、学校図書館を制度化することが基本になっている。

他方、日本では、占領下の教育改革の際に言語教育や経験主義的教育方法が検討され、学校図書館についても一部の学校で積極的に研究され、文部省も専任司書教諭の導入も含めて制度化を検討した形跡がある。だが、占領の終了と冷戦体制の開始を背景とした1955年体制下の揺り戻しにより、教育課程行政は系統主義を前提とするものに戻され、学校図書館法は成立したが、その実質的制度化はきわめて限定されたものになった。

文部（科学）省の学習指導要領においては1980年代以降、たびたび経験主義的な総合学習や探究型学習の導入が行われるが、そのたびに学力低下を理由とする批判にさらされて、安定して続けることができなかった。ただ、専門的職員を置いて学校図書館を教育課程に組み込みながら探究型の学習活動を進めた学校は少数ではあったが存在している。探究型学習を実施している学校で教育効果が上がっているという報告はあるし、地域全体で探究型学習を政策的に実施している自治体においてもプラスの効果を指摘する人は多い。その効果は、自分を表現する力や集中力や意欲、自己肯定感などの側面で見られるし、上級学校への進学実績に結びついているとの声もある。

その後の学校図書館法の改訂により、司書教諭の12学級以上の学校への義務的配置が制度化され、学校司書の法的認知が進んでいる。1960年代から70年代には都道府県によっては専任司書教諭を配置したところもあったがうまくいかなかった。それでも私立学校には専任司書教諭が配置されているところがあるし、公立高校では専任司書を配置している学校は多い。それ以外は、実質的な勤務体制がとられていない司書教諭と、非正規職員が多い学校司書の組み合わせによる職員体制では教育制度として中途半端である。

以上のような学校図書館に対する歴史、国際状況、教育改革の現状についての認識に基づき本研究の結論をまとめる。まず、19世紀末から21世紀初頭にかけての国際的な教育改革は学習者に知識や技能を注入する考え方から、さまざまな学習資源をもとにして学習者が自ら知識を構成する考え方への転換があった。欧米各国はこの流れのなかで探究型の学習を積極的に導入し、学校図書館の整備や専門職員の配置も行われた。本研究で取り扱っ

たアメリカでは 1950 年代末から 70 年代にかけて、そしてフランスでは 1980 年代末から 1990 年代にかけて、こうした教育改革が行われた。それに対して、日本では 1940 年代末から 50 年代の戦後教育改革の時期に一時的に導入されようとしたが占領政策の変化によりうまくいかなかった。その後 1980 年代以降の学習指導要領改訂によってその考え方が導入され、2018 年学習指導要領改訂では入試改革とあわせて大規模な教育改革が行われようとしているが、学校図書館専門職員の導入については不十分である。

最後に、構成主義的な学習を支援するのに必要な学校図書館専門職員の養成について、4 つのタイプの可能なプランを示した。プラン 1 は、現状の司書、司書教諭と学校司書を統合したものであり、プラン 2 は LIPER 学校図書館班の議論にあった学校内情報メディア専門職の実現である。プラン 3 はアメリカのスクールライブラリアンのような司書養成をベースとして科目を追加するものであり、プラン 4 はフランスのように教員養成において教科教育と同様の枠で養成するというものである。これらはいずれも構想段階にすぎず具体的な展開は今後にもちこされる。最後に学校図書館を教育改革に位置付けるのは長期的な展望の下に行うべきことを述べた。

【本論文の限界と残された課題】

本研究は、過去 20 年間におりおりの機会に触れて学校図書館を取り上げて研究し論じてきたことを新たな視点でまとめ直したものである。まとめ直すにあたって 2 点の困難な点があった。ひとつは第 I 部の歴史的に検証可能な時期と第 II 部で扱ったその後の動的に変動する時期との関係をどのように捉えるかということである。その際に、経験主義・構成主義教育とそれらに基づく探究型学習という補助線を入れ、これが国際的な教育改革の動向に基づいていることを示すことで一貫性を担保しようとした。しかしそうした教育改革の動向が学校図書館と密接な関係にあることを教育関係者はほとんど認識していないことから、先行研究等の不足もあり、この記述がどのような説得力をもちえたかについては不安がある。

もうひとつは、執筆の間にも 2 度の学習指導要領の改訂を経験し、その間の経済社会状況の変化を受けて教育改革を考えるのに単に学習者の「能力を高める」という視点だけではすまず、それが学力格差とそれが社会的にどのような分布を示しているかについて考慮することが必要になってきている。端的に言えば、新しい能力を定義するとそれが新たな格差を生み出すのではないかという議論の必要性である。変化を取り込みながら記述することに心がけたが、全体としては教育課程との関係を中心に論じるにとどまり、そうした社会学的な考察は不足している。

今後の課題としては、第一に、本研究が示唆するものが学校図書館現場とどのような関係にあるのかを明らかにすることである。本研究が扱っているのはナショナルなレベルで

の教育言説のフィールドであって、学校図書館現場への言及は最低限のものに留められている。理論研究とはいえ、現場あって成り立つものであるから、今後は学習者・利用者、担当教職員、中央・地方の教育行政担当者、地域の関係者などを対象にした研究が不可欠である。第二に、学校図書館を用いた探究型学習とそれを導く学習理論の構築を行うことが必要だろう。これについては、第10章で一部論じているが、西欧社会のロゴスをベースにした言語とそれを基にした探究というモデルを日本的なコンテクストでどのように展開できるかが問われる。第三に、教育行財政的な検討の必要性である。本研究は、すでに「設備」として必置になっている学校図書館に人を入れることで教育効果があがることを前提としている。しかしながら、戦後の学校図書館法制定時と同様に、人の配置に膨大な費用が必要であるときに、どのような雇用条件の人をどのように配置するのかという問題については今後の検討課題として残されている。

【主要引用・参照文献】

- Françoise Chapron, *Les CDI des lycées et collèges, de l'imprimé au numérique*, Presses universitaires de France, 2012.
- Wendy Heydorn, Susan Jesudason 『TOK (知の理論) を解説する』Z会編集部, 2016.
- Guy Pouzard, *Documentation and Information Centres (CDI) and New Technologies in France*, *Bibliothèques scolaires et centres de documentation, School Libraries and Resource Centres*, OECD, 2001, p.139-144.
- International Baccalaureate Organization, *Ideal libraries: A guide for schools*, International Baccalaureate Organization(UK), 2018.
- LIPER(Library and Information Professional Education Renewal)「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」
<http://old.jslis.jp/liper/report06/report.htm>
- 足立正治 「「探究」を促進する学校図書館」『カレントアウェアネス』No.297, 2008年9月20日
- 綾井桜子 『教養の揺らぎとフランス近代：知の教育をめぐる思想』勁草書房, 2017.
- 新井恒易 「学校図書館の開設」大西正道編 『新しく制定された重要教育法の解説』東洋館出版, 1953
- 荒瀬克己 『奇跡と呼ばれた学校：国公立大合格者 30 倍のひみつ』（朝日新書）朝日新聞社, 2007.
- 安藤友張 「1950-60年代の日本における専任司書教諭の配置施策」『日本図書館情報学会誌』Vol.55, No.3, 2009.
- 安藤友張 「戦後日本における図書館史の一断面——三上強二氏インタビュー記録」『教養研究（九州国際大学）』 Vol.19, No. 1, 2012.
- 安藤友張 「戦後初期(1952-1953)の日本における学校図書館法の成立過程：諸法案の特徴および比較考察を中心に」『日本図書館情報学会誌』 Vol.59, No.2, 2013.
- 安藤友張 「1960年代の日本における文部省の学校図書館施策と学校図書館法改正論議」『九州国際大学教養研究』 vol.21,no.3,2015. p.1-23.
- 稲井達也 『資質・能力を育てる学校図書館活用デザイン：「主体的・対話的で深い学び」の実現』学事出版, 2017.
- 今井福司 「日本占領期における視聴覚教育と学校図書館の関わり」『生涯学習基盤経営研究』第34号, 2009.
- 今井福司 『日本占領期の学校図書館：アメリカ学校図書館導入の歴史』勉誠出版, 2016.
- 大津尚志 「フランスにおける高校「総合学習」の実地調査報告」『中央学院大学社会システム研究所紀要』 Vol.8, No.2, 2008, p. 89-99.
- 岡津守彦監修 『教育課程事典』小学館, 1983.
- 小原友行 『初期社会科授業論の展開』風間書房, 1998.

- 河西由美子「研究文献レビュー：学校図書館に関する日本国内の研究動向—学びの場としての学校図書館を考える」『カレントアウェアネス』No.304, 2010年6月20日
- 鎌田和宏『入門・情報リテラシーを育てる授業づくり：教室・学校図書館・ネット空間を結んで』少年写真新聞社, 2016.
- 教育課程研究会『アクティブ・ラーニングを考える』東洋館出版社, 2016.
- 久保田賢一『構成主義パラダイムと学習環境デザイン』関西大学出版部, 2002.
- 桑田てるみ編著『思考力の鍛え方：学校図書館とつくる新しい「ことば」の授業』静岡学術出版, 2010.
- 古賀節子「アメリカにおける司書教諭の役割」『司書教諭の任務と職務』全国学校図書館協議会 1997 p.293-307.
- 国立教育政策研究所編『読書教育への招待：確かな学力と豊かな心を育てるために』東洋館出版社, 2010.
- 国立青少年教育振興機構『子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究 外国調査ワーキンググループ報告書』国立青少年教育振興機構, 2013.
- 佐藤学『教育方法学』岩波書店 1996,
- 佐藤学『学びの快楽：ダイアログへ』世織書房, 1999.
- 塩見昇『日本学校図書館史』全国学校図書館協議会, 1986.
- 塩見昇『学校図書館職員論』教育史料出版会, 2000.
- 塩見昇編著『教育を変える学校図書館』風間書房, 2006.
- 塩見昇『学校図書館の教育力を活かす：学校を変える可能性』日本図書館協会 2016.
- 杉浦良二『IFEL 図書館学』における学校図書館学研究『学校図書館学研究』No.15, 2013. p.53-64.
- 杉山悦子「1950年代前期の沖縄における学校図書館の形成過程」『図書館文化史研究』No.32, 2015.
- 杉山悦子「沖縄における学校図書館の展開過程：基準教育課程の編成を中心に 1954-1960」『日本図書館情報学会誌』Vol.63, No.1, 2017.
- 全国学校図書館協議会編『学校図書館五〇年史』全国学校図書館協議会, 2004.
- ジョン・デューイ『経験と教育』（市村尚人訳）2004,
- ジョン・デューイ『学校と社会』（宮原誠一訳）岩波書店, 2006.
- 全国学校図書館協議会フランス学校図書館研究視察団編『フランスに見る学校図書館専門職員：ドキュメンタリスト教員の活動』全国学校図書館協議会, 2012.
- 図書館振興財団編著『図書館と学校が地域をつくる』学文社, 2016.
- 中澤渉『なぜ日本の公教育費は少ないのか』勁草書房, 2014.
- 中村百合子『占領下日本の学校図書館改革：アメリカの学校図書館の受容』慶應義塾大学出版会, 2009.
- 中村百合子「戦後初期の学校図書館について聞く(上)(下)」『同志社大学図書館学年報. 別

- 冊, 同志社図書館情報学』No.20, 2009; No.21, 2010.
- 中村百合子ほか編『図書館情報学教育の戦後史—資料が語る専門職養成制度の展開』ミネルヴァ書房, 2015.
- 日本教育方法学会編『現代教育方法事典』図書文化, 2004.
- 日本教職員組合『私たちの考える新しい学校図書館：専任司書教諭制度をめざして』日本教職員組合新しい学校図書館と専任司書教諭制度研究会 2000
- 日本教職員組合『日教組・専任司書教諭養成課程案』日本教職員組合新しい学校図書館と専任司書教諭制度研究会 2003
- 日本図書館協会「IV 学校図書館」『近代日本図書館の歩み：本編』日本図書館協会, 1992, p.351-396.
- 日本図書館情報学会研究委員会『学校図書館メディアセンター論の構築に向けて』勉誠出版 2005
- 根本彰「占領初期における米国図書館関係者来日の背景——ALA 文書ほかの一次資料に基づいて」『図書館学会年報』Vol.45, No, 1, 1999.
- 根本彰編著『探究学習と図書館：調べる学習コンクールがもたらす効果』学文社, 2012.
- 根本彰『情報リテラシーのための図書館：教育制度と図書館の改革』みすず書房, 2017.
- ピーター・バーク『知識の社会史』（井山弘幸・城戸淳訳）新曜社, 2004.
- 浜本純逸「言語技術教育の歴史」『現代教育科学』Vol.33, No.9, 1990. p. 41-47.
- 深川恒喜「学校図書館法の発達史試論」Library and Information Science No.13, 1975. p.24.
- 深川恒喜, 塩見昇, 安藤友張, 今井福司, 根本彰「戦後初期の日本における学校図書館改革 --深川恒喜インタビュー記録」『生涯学習基盤経営研究』35号, 2010.
- 福田誠治『競争やめたら学力世界一：フィンランド教育の成功』朝日新聞出版, 2006.
- 福田誠治『ネオリベラリズム期教育の思想と構造：書き換えられた教育の原理』東信堂, 2017.
- 舟見明美「1960年代に実施された東京都司書教諭制度に関する研究」『2002年度日本図書館情報学会春季研究集会発表要綱』日本図書館情報学会 2002 p.71-74.
- 広松邦子「戦後教育改革と学校図書館」『図書館年鑑 1983年版』日本図書館協会, 1983. p.282-323.
- 邊見信「占領期日本における視聴覚教育の成立—波多野完治による視聴覚教育論の射程」『教育学研究』Vol. 83, No.3, 2016.
- 堀川照代『「学校図書館ガイドライン」活用ハンドブック解説編』悠行堂, 2018.
- 松下佳代編著『＜新しい能力＞は教育を変えるか：学力・リテラシー・コンピテンシー』ミネルヴァ書房, 2014.
- 松田ユリ子・今井福司・金昭英・根本彰「現行学習指導要領における探究型学習の現状分析：学校図書館とのかかわりから」『東京大学大学院教育学研究科附属学校教育高度化センター「学校教育の質の向上」プロジェクト平成20年度報告書』東京大学大学院教育学研究科附属学校教育高度化センター, 2009. p.1-49.

- 水原克敏「戦後改革期におけるコア・カリキュラムの開発研究：東京学芸大学附属小学校の「複合型カリキュラム」」『早稲田大学教育・総合科学学術院学術研究（人文科学・社会科学編）』第63号, 2015, p.27-28.
- 溝上慎一『アクティブラーニングと教授学習パラダイムの転換』東信堂, 2014.
- 森田伸子「戦後日本における道徳教育：フランスの哲学教育を参照枠として」園山大祐・ジャン＝フランソワ・サブレ『日仏比較 変容する社会と教育』明石書店, 2009, p.116-119.
- 文部省初等中等教育局情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進などに関する調査研究協力者会議『情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて』1998.
- 八木雄一郎「「言語編」「文学編」分冊教科書の関連性に関する考察」『人文科教育研究』（筑波大学）32号 2005. p.79-87.
- 山本正身『日本教育史：教育の「今」を歴史から考える』慶應義塾出版会, 2014.
- 若林身歌・田中耕治「第8章 総合学習の変遷：教科の枠組みを超えた学習の追究とカリキュラムの創造」田中耕治編著『戦後日本教育方法論史』下(各教科・領域毎における理論と実践) ミネルヴァ書房, 201, p.164-165.
- ジーン・レイブ、エチエンヌ・ウェンガー『状況に埋め込まれた学習』（福島真人訳）産業図書, 1993.

【出典】

(既発表の文章をベースにしている部分がある。それぞれにかなりの修正および書き直しを行っている。)

第1章 戦後学校図書館制度成立期研究の現状

1.1 1.4 1.5 書き下ろし

1.2 「序文」中村百合子『占領下日本の学校図書館改革：アメリカの学校図書館の受容』慶應義塾大学出版会, 2009. p.i-vi.

1.3 「序文」今井福司『日本占領期の学校図書館：アメリカ学校図書館導入の歴史』勉誠出版, 2016. p.1-5.

第2章 占領期における教育改革と学校図書館職員問題

『戦後教育文化政策における図書館政策の位置づけに関する歴史的研究』平成14年度・15年度科学研究費補助金研究成果報告書 東京大学大学院教育学研究科図書館情報学研究室, 2005. p.1-21.

第3章 戦後教育の出発と学校図書館

書き下ろし。ただし次の文章を一部使用。

「IFEL 図書館学講習について」『占領期教育指導者講習会研究集録 昭和25年度 図書館学』すずさわ書店, 2001. p.3-10.

第4章 学校図書館における「人」の問題

「学校図書館における「人」の問題—教育改革における学校図書館の位置づけの検討を通して—」日本図書館情報学会研究委員会編『学校図書館メディアセンター論の構築に向けて』勉誠出版, 2005. p.19-43.

第5章 教育改革と学校図書館の関係を考える

5.1 「学校教育と図書館の關係に寄せて：物語からの脱却」『月刊国語教育』 vol.27, no.5, 2007. p.12-15.

5.2 「学校図書館の重要性を示唆する新指導要領」『学校図書館』 no.693, 2008. p.15-18.

5.3 「学校図書館問題への一つの視点」『学校図書館』 no.687, 2008. p.16-17.

5.4 「21世紀の学校図書館理論は可能か」『学校図書館』 no.723, 2011. p.20-22, 41.

第6章 教育改革と学校図書館についての調査報告

6.1 6.3 次の文献の第1章および調査の概要をまとめ直した。

根本彰編著『探究学習と図書館：調べる学習コンクールがもたらす効果』学文社, 2012.

6.2 大学院生との共同研究による次の調査の概要をまとめ直した。

松田ユリ子・今井福司・金昭英・根本彰「現行学習指導要領における探究型学習の現状分析：学校図書館とのかかわりから」『東京大学大学院教育学研究科附属学校教育高度化センター「学校教育の質の向上」プロジェクト平成20年度報告書』東京大学大学院教育学研究科附属学校教育高度化センター，2009. p.1-49.

第7章 フランス教育における学校図書館

根本彰・足立幸子「フランス共和国調査報告」『子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究【外国調査ワーキンググループ】報告書』国立青少年教育振興機構，2013. p.83-108.

第8章 米国ハワイ州の図書館サービスと専門職養成システム

同名論文『図書館界』vol.68, no.1, May 2016, p.2-14.

第9章 学校内情報メディア専門職の可能性

次の研究報告の概要をまとめ直した。

「第一部研究成果報告 V 学校図書館班」LIPER 報告書 2006-01-23

<http://old.jslis.jp/liper/report06/report.htm>

第10章 日本の教育改革の課題と学校図書館の可能性

書き下ろし。ただし次の文章を一部使用

「探究学習のあり方と学校図書館」東京大学教育学部カリキュラム・イノベーション研究会編『カリキュラム・イノベーション：新しい学びの創造へ向けて』東京大学出版会，2015. p.77-93.